

不登校児童生徒支援に関する検討会議
提言書

令和6年9月25日

はじめに

文部科学省の調査（2023）によれば、令和4年度の小中学校における不登校児童生徒数は299,048人と前年から22.1%増加し過去最多となった。本県においても2,226人と大幅に増加（前年比18.5%）し、憂慮される事態となっている。

不登校は誰にでも起こり得るものであり、その支援においては学校復帰のみを目的とせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的な自立を目指すという方針が国レベルでも取られるようになってきている。文部科学省(2023)においては「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策 COCOLO プラン」を取りまとめ、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにするための対策の速やかな推進に取り組んでいる。

児童生徒の立場で考えれば、自分でもどうにもならない感情を不登校という形で表出させた「心の小さなSOS、心の叫び」との解釈も可能である。そうだとすれば、「どうして学校に来ないのか」と問いかけるよりも、「どんな学校、どんな場所であれば来ることができるのか」という子どもの気持ちに寄り添った視点が大切となってくる。改めて、大人の不登校に対する理解の変容が求められるところである。

また、不登校の要因が多様化・複雑化する現状にあっては、その解決を教員個々人の力量に委ねるのではなく、専門家等とチームを組み役割を分担してより良い方向を探ったり、関係機関・団体が学校だけではカバーできない部分を補ったりする体制の構築に取り組む必要がある。さらに、学校風土の「見える化」を通じて、学校をみんなが安心して学べる場所にするために尚一層心を配るとともに、学校以外の学びの場の重要性を再認識しながら子どもたちの学ぶ環境を整えていくことが求められる。

本検討会議では、不登校児童生徒の置かれた状況が一人一人の子どもによって多様であることから、その具体的な支援策について「学校に行くことはできるが教室に入ることができない児童生徒」、「学校に行くことはできないが他の所には行くことができる児童生徒」、「全くどこにも行くことができず学びが繋がっていない児童生徒」の3つの観点から協議を深め、提言としてまとめた。なお、この提言書に盛り込まれた内容は、現時点における教育環境の状況を踏まえながらその改善を目指すものであり、その意味でも日々変化する状況を見定め、今後も継続的に検討を重ねていくべきものとする。

この提言書が、本県の子どもたちが県内のどこに住んでいても、どんな状況に陥ったとしても、学びたいと思った時に安心して生き生きと学ぶことができる教育環境の整備、施策の一層の充実の端緒となれば幸いである。

令和6年9月25日

不登校児童生徒支援に関する検討会議
会長 成田 昌造

目次

I	不登校児童生徒の現状について	1
1	全国（国公立）の現状	1
2	青森県（公立学校）の現状	3
II	不登校児童生徒への具体的な支援について	4
1	学校に行くことはできるが教室に入ることができない児童生徒への支援	4
2	学校に行くことはできないが他の所には行くことができる児童生徒への支援	6
3	全くどこにも行くことができず学びが繋がっていない児童生徒への支援	8
III	不登校児童生徒支援のための提言	9
1	学校への提言	9
2	家庭への提言	11
3	地域社会への提言	12
4	行政への提言	13
IV	本県の事例	15
1	小学校の事例①	15
2	小学校の事例②	17
3	中学校の事例①	18
4	中学校の事例②	20
	【資料】	
	・不登校児童生徒支援に関する検討会議設置要綱	22
	・不登校児童生徒支援に関する検討会議委員一覧	24
	・不登校児童生徒支援に関する検討会議開催状況	25

I 不登校児童生徒の現状について

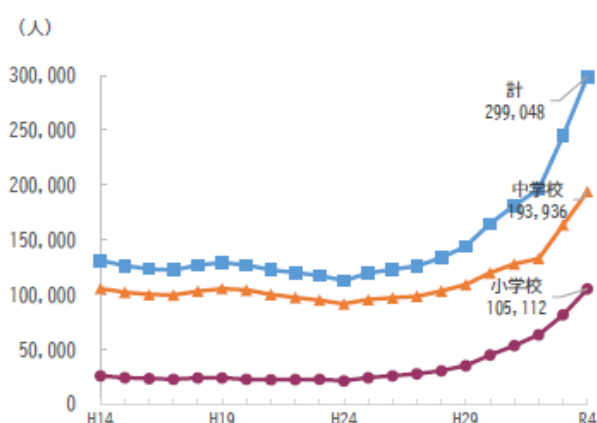
1 全国（国公立）の現状

(1) 不登校児童生徒数

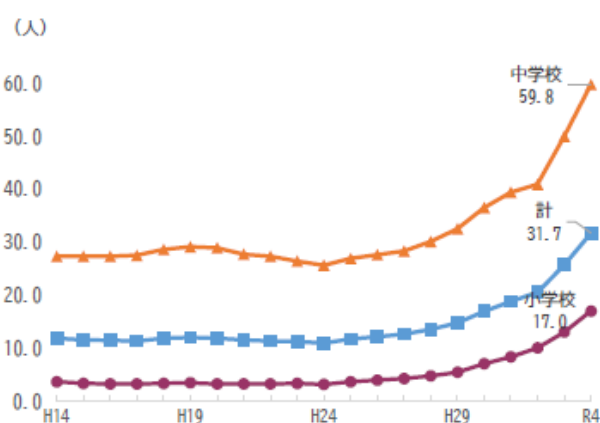
- ・令和4年度の小・中学校における不登校児童生徒数は299,048人で過去最多となり、在籍児童生徒に占める割合は3.2%である。
- ・令和4年度は、55.4%の不登校児童生徒が90日以上欠席をしている。
- ・過去5年間、小学校、中学校ともに不登校児童生徒数及びその割合は増加している。
(小学校 H30年度:0.7%→R4年度:1.7% 中学校 H30年度:3.65%→R4年度:5.98%)
- ・不登校児童生徒数の増加について、文部科学省では児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透の側面も考えられるが、生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中でうまく交友関係を築くことができないなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられるとしている。
- ・不登校児童生徒数（上段）と1,000人当たりの不登校児童生徒数（下段）

	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112
	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0
中学校	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936
	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8
計	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048
	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



資料：令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

※注 不登校児童生徒

文部科学省の調査では「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した児童生徒（病気や経済的な理由によるものを除く）」をいう。

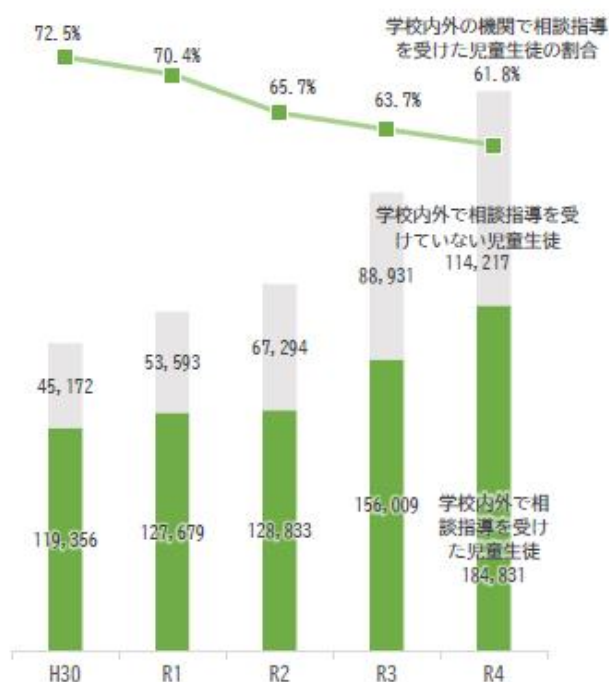
(2) 不登校の要因（主たる要因として多いもの）

- ・「無気力・不安」51.8%、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」11.4%、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」9.2%、「親子の関わり方」7.4%。

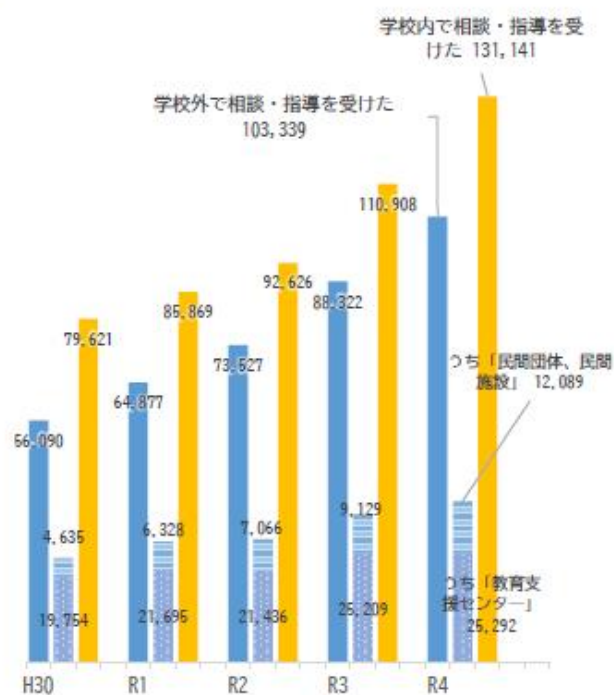
(3) 不登校児童生徒が学校内外の機関等で相談・指導等を受けた状況

- ・令和4年度は不登校児童生徒の61.8%に当たる184,831人の児童生徒が学校内外の機関等で相談・指導等を受けている。

(イ)



(ロ)



資料：令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

※注 学校内外の機関等

教育支援センター、児童相談所、病院、スクールカウンセラー等の相談員等を指し、これらの学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒には、担任等の教職員が相談・指導をしている児童生徒を含む。

※注 教育支援センター

不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会が、教育センター等学校以外の場所や余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。（「適応指導教室」の呼称により設置された施設も含む。）なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。

2 青森県（公立学校）の現状

(1) 不登校児童生徒数

- ・令和4年度の公立小・中学校における不登校児童生徒数は2,226人。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は2.7%。
- ・令和4年度は約54%の不登校児童生徒が90日以上欠席している。
- ・近年は中学校だけではなく、小学校においても不登校児童数が大幅に増加している。また、不登校児童生徒数は特定の地域だけではなく、県内全域で増加傾向にある。
- ・不登校児童生徒数の増加について、全国同様、生活リズムが乱れやすい状況や、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等が考えられる。また、欠席することに抵抗を持たない家庭が増えていることが考えられる。
- ・不登校児童生徒数（上段）と1,000人当たりの不登校児童生徒数（下段）

	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	320	358	357	495	610
	5.5	6.4	6.5	9.2	11.5
中学校	983	987	1,116	1,383	1,616
	31.5	32.8	38.2	47.8	57.6
計	1,303	1,345	1,473	1,878	2,226
	14.6	15.6	17.5	22.7	27.4

資料：令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（本県公立学校分）

(2) 不登校の要因（主たる要因として多いもの）

- ・全国と同様に「無気力・不安」、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「親子の関わり方」が多くなっているほか、「学業の不振」も多い。

(3) 不登校児童生徒が学校内外の機関等で相談・指導等を受けた状況

- ・令和4年度は、全国の不登校児童生徒の61.8%が学校内外の機関等で相談・指導等を受けていたが、本県の不登校児童生徒で学校内外の機関等で相談・指導等を受けていた割合は50%に達していない。

(4) 本県の不登校児童生徒支援の課題

- ・不登校支援に関する情報が児童生徒及び保護者へ浸透していないため、支援につながらないケースがある。
- ・特性を抱えた児童生徒が十分な支援を受けていないことに起因して、学校不適応となり不登校につながるケースがある。
- ・心理、福祉、医療等に関する専門的な人材が不足している。
- ・教育支援センターの機能を有していない町村や校内教育支援センターの整備が進んでいない学校があり、十分な支援を受けていない児童生徒がいる。

Ⅱ 不登校児童生徒への具体的な支援について

この章では、不登校児童生徒を「学校に行くことはできるが教室に入ることができない児童生徒」、「学校に行くことはできないが他の所には行くことができる児童生徒」、「全くどこにも行くことができず学びが繋がっていない児童生徒」の3つに分類する。「学校に行くことはできるが教室に入ることができない児童生徒」については各学校の校内教育支援センターでの対応を中心に、「学校に行くことはできないが他の所には行くことができる児童生徒」については各市町村の教育支援センター（適応指導教室）での対応を中心に、「全くどこにも行くことができず学びが繋がっていない児童生徒」についてはICTの活用やアウトリーチ支援での対応を中心に以下のような支援が考えられる。

1 学校に行くことはできるが教室に入ることができない児童生徒への支援

(1) 校内教育支援センター

自分の教室に入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境である校内教育支援センターを早急に設置・整備し、学習支援や相談支援を行うことで児童生徒の居場所を確保する。

※注 校内教育支援センター

学校には行けるが自分の教室に入れず、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる学校内の空き教室等を活用した部屋。児童生徒のペースに合わせて相談活動や学習サポートを行う。

ア 設置

- ・基本的に各学校ごとに設置する。ただし、学校の教員配置数などの事情や、より効果的な支援を実施するため、例えば、中学校区内の1校に設置し、複数の学校の児童生徒が利用できるようにするなど、地域の実態に応じて設置する。
- ・空き教室が確保できない場合は、図書室内に設置するなど学校の実態に応じて設置する。
- ・設置場所は、人目を気にせず安心して出入りできる、他の児童生徒と動線が交わらない児童生徒玄関付近など、利用する児童生徒に配慮する。
- ・センター内は、仕切りをつけて個別のスペースを用意したり、くつろげるスペースを用意したりするなど利用する児童生徒に配慮する。

イ 運営

- ・児童生徒が安心して居ることができる場、自己肯定感を高められるような場にするため、学校の教員が主体となり運営する。運営に当たっては、市町村教育委員会の

協力と指導の下、相談員、教育支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部支援員を活用するほか、地域学校協働本部を介した地域ボランティアを活用する等、地域や家庭とも協力しながら運営する。

- ・中学校区内 1 校に設置するなどし、複数の学校の児童生徒が利用する場合、設置校の教員だけではなく、利用する児童生徒が在籍する教員も運営に関わる。運営方法については学校間で十分に協議を行う。
- ・教育相談担当教員を中心として、運営方法について共通理解を図り、校内教育支援センターを利用する児童生徒についてケース会議を行うなど支援体制を整備した上で全教職員で組織的に対応する。
- ・校内教育支援センターの存在や支援内容について児童生徒及び保護者に周知し、校内教育支援センターについて理解を得る。また、全ての児童生徒が校内教育支援センターの利用者に対して理解を示し、温かい気持ちで接することができるように留意する。

ウ 支援

- ・児童生徒の将来を見据えた社会的自立を意識し、学校の全教職員がそれぞれの立場から、挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、学習指導、相談活動等を行うことで児童生徒が人とのつながりを実感できるように支援する。
- ・学校と児童生徒及び保護者が話し合いを持ち、毎日の計画を児童生徒自身が決定できるようにする。
- ・支援に当たっては、無理をさせず児童生徒のペースに合わせて行い、児童生徒の特性や背景等に配慮し、必要に応じ市町村教育委員会の支援を得て行う。
- ・教員のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等も活用して悩み、進路等の相談支援を行い児童生徒の思いを受け止める。
- ・オンライン授業、授業のオンデマンド配信、ICT活用による自学自習や学校の課題への取組の補助等の学習支援を行い児童生徒の学びを保障する。学習状況について、児童生徒の取組を認め、評価を通して、自己肯定感を高められるように配慮する。
- ・児童生徒の様子は全職員で共通理解する。
- ・保護者との面談を継続的に行ったり、積極的に不登校支援の相談窓口や関係機関等について情報提供したりするなど、保護者支援を充実させる。保護者の心情に寄り添った対応を心がけ、よりよい関係づくりに努める。
- ・必要に応じ、心理、福祉、医療等の機関と連携し、多方面から専門的な支援を行う。

※注 地域学校協働本部

地域学校協働活動を推進する、「コーディネート機能」、「多様な活動」、「継続的な活動」の要素を備えている体制で、自治会、社会教育施設・団体、文化・スポーツ関係団体、企業やNPO等、地域の様々な団体や個人等による緩やかなネットワークを指す。

※注 地域学校協働活動

地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

2 学校に行くことはできないが他の所には行くことができる児童生徒への支援

(1) 市町村教育支援センター（適応指導教室）

市町村は、教育支援センターを設置・整備し、不登校児童生徒への支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するなどし、児童生徒が様々な学びの場や居場所につながるような支援を行う。

ア 設置

- ・市町村単独での設置、近隣市町村との共同設置、近隣市町村との受け入れ協定の締結等地域の実態に応じて設置する。

イ 運営

- ・具体的にどのような支援が受けられるかを児童生徒及び保護者に周知する。
- ・児童生徒が安心して居ることができる場、自己肯定感を高められるような場にすることに留意し、市町村教育委員会が主体となり運営する。運営に当たっては、相談員、教育支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等のほか、学生ボランティアやNPO等を地域の実態に応じて活用する。また、学校や保護者との連携を密にし、必要に応じて県教育委員会とも協力する。
- ・フリースクールや民間団体と連携することで人的不足を補うなどの工夫をする。

ウ 支援

- ・児童生徒の悩みや将来を見据えた社会的自立のための支援を実施する。
- ・指導要録上の出席扱いについて、学校と連絡を密にし、児童生徒の取組を認めるように配慮する。
- ・自学自習の補助のほか、学校と連携し、オンライン授業、学校の課題等適切な学習支援により学びを保障し、可能な限り学校が評価できるよう配慮する。また、児童生徒の取組を認め、自己肯定感を高められるようにする。
- ・地域社会と連携しながら、体育的活動、体験学習等を実施し、他者との関わりを通して、ソーシャルスキルを身につけられるように配慮する。
- ・保護者と継続的に面談等を行うなど、保護者との良好な関係づくりに努め、不登校児童生徒の保護者同士の懇談会を設けるなど保護者の心情に寄り添った対応をする。
- ・児童生徒の学校復帰に際し、児童生徒の状態を学校に伝えたり、市町村職員や支援員と一緒に登校したりするなど、学校との接続に関しても支援を行う。

(2) フリースクール等民間団体や関係団体との連携による支援

- ・学校及び市町村教育委員会は、児童生徒と保護者に対して、フリースクール等不登校支援の民間団体やこども家庭センター等についての情報提供を適切に行う。

- ・フリースクールと学校は、学習状況や通所状況について連絡を密にし、出席や評価について協議する。フリースクールのカリキュラムの中に、学校の課題やオンライン授業を組み入れる等、児童生徒の実態や児童生徒及び保護者の考えを十分考慮した上で連携する。

(3) 社会教育や地域との関わりによる支援

- ・市町村は、学校、家庭に限らず、地域全体でこどもを育てることを意識し、こどもの居場所を設置する。例えば、管理上の責任の所在等といった様々な課題を明確にした上で公民館や図書館を不登校児童生徒の居場所とするなど、こどもが気軽に立ち寄り、話を聞いてもらうことができる居場所を率先してつくるように努める。
- ・市町村は、子ども食堂等、民間団体によるこどもの居場所づくりの活動を支援するように努める。

(4) 学びの多様化学校（不登校特例校）、夜間中学

- ・学校に行きにくさを感じている児童生徒について、学びの多様化学校を設置し学習機会を保障することが考えられる。
- ・夜間中学は、中学を卒業していても不登校などの理由で十分に通うことができなかった人たちの学び直しの中核としての役割のほか、学びの多様化学校を併設することで不登校児童生徒の受け入れが可能になるため、夜間中学の設置が学習機会の保障につながる。

※注 フリースクール

何らかの理由から学校に行くことができない、行かないこどもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。

※注 こども家庭センター

こどもや子育て世帯、妊産婦を対象に、医療、福祉、保育、教育などの多方面から継続して一体的な支援を行う機関。

※注 子ども食堂

地域の人々が主体となり運営し、こどもが一人でも安心して利用できる無料または低額の食堂。食事を提供するだけでなく、学習支援や体験の機会を提供する場所もある。

※注 学びの多様化学校

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができるとする特例措置によって文部科学大臣から指定された学校。

※注 夜間中学

正しくは「中学校夜間学級」。市町村や都道府県が設置する中学校において、夜の時間帯に授業が行われる公立中学校。

3 全くどこにも行くことができず学びが繋がっていない児童生徒への支援

(1) ICTの活用による支援

- ・学校は、1人1台端末を活用した健康観察、教員やスクールカウンセラー等との面談を児童生徒及びその保護者に対して実施し、相互のつながりを持つ。
- ・学校は、1人1台端末を活用しオンライン授業等の学習機会を提供することで学びを保障し、その学習状況を適切に評価するよう配慮する。
- ・県教育委員会及び市町村教育委員会においては、オンラインによる支援機能を強化することで、より広域の児童生徒や保護者とつながりを持つ。また、この機能を活用し、幅広い学習支援のためのオンデマンド授業の配信やインターネット上の仮想空間であるメタバースによる教育相談等が考えられる。

(2) アウトリーチ支援

- ・地域や行政が企画する相談会の実施やイベント参加を促し、他者との関わりの機会を持つ。
- ・相談会やイベント等への参加を促すだけでなく、各市町村教育委員会担当者、子ども家庭センター担当者、行政の福祉関係担当者、民生委員等が家庭訪問し不登校児童生徒や保護者の話を聞くほか、NPO等民間団体に訪問を依頼し支援に当たる。

(3) 保護者支援

- ・相談機関、関係機関等を周知し、保護者が悩みを抱え込まないように配慮する。
- ・学校、相談機関、関係機関等において、保護者の心情に寄り添いながら相談活動を実施する。
- ・同じ悩みを抱える保護者同士の集まりや、講演会、学習会など保護者が学ぶ場を提供した上で、保護者のニーズに合わせた支援を行う。

Ⅲ 不登校児童生徒支援のための提言

1 学校への提言

市町村教育委員会の支援のもと、学校内に校内教育支援センターを設置・整備することで児童生徒の居場所をつくり、学びを保障しながら個に応じた支援を計画的に実施していただきたい。

支援に際し、学校や教職員は、児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていく過程をいかに支えていくかという発達支持的な視点に立ち、児童生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるように働きかけていくことを意識していただきたい。また、日々の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを重視し、温かい人間関係を築いていくことで児童生徒が生き生きと活動し、通いたくなる学校づくりに努めていただきたい。

(1) 不登校児童生徒、保護者への対応

- ・自分の教室に入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境である校内教育支援センターを市町村教育委員会の支援のもと、設置・整備する。
- ・児童生徒一人一人の特性や背景等を十分に理解した上で個に応じた支援を行い、支援については、教職員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門員や関係機関等と連携し、チームとして取り組む。
- ・不登校児童生徒の中には、特性を持った児童生徒が見られるようになってきていることから、教職員は、特別支援教育に関する学びを深めるように努め、個に応じた対応をする。同時に、周囲の児童生徒への対応として、多様性への理解を促進するための教育活動を計画的に実施する。
- ・1人1台端末を活用した自学自習、オンライン授業、面談活動、健康観察や生活アンケート等、ICTを積極的に活用し、児童生徒及び保護者に対して学習面や心理面での支援を実施する。
- ・不登校の要因として「無気力・不安」が多い実態を受け、児童生徒が自らの将来を主体的に捉え、社会的に自立できるよう将来を意識したキャリア教育の実践を充実させる。
- ・不登校児童生徒支援において、保護者の困り感や負担を軽減し、元気づけることが重要であることを認識し、良好な関係を築きながら相談を継続したり、関係機関等を周知したりするなど保護者支援を丁寧に行う。
- ・保護者と共に学ぶ姿勢を持ちながら、保護者の心情に寄り添った対応をする。

(2) 魅力ある学校づくり

- ・不登校の要因として「無気力・不安」が多い実態を受け、日頃から児童生徒との温かい人間関係を構築し、悩みや問題を気軽に相談できるような学校風土の醸成に努めるとともに、夢や希望を抱かせるような教育活動に当たる。

- ・不登校の要因として「友人関係をめぐる問題」が多い実態を受け、授業、行事等学校生活全般において、児童生徒が皆で話し合い、実践する活動を推進するなど児童生徒が互いに認め合い、良さに気づき、良好な人間関係を築くことができるように努める。
- ・研修会への積極的な参加や校内研修の定期的な実施により、教職員が不登校支援の資質向上に努める。
- ・児童生徒や保護者、地域から信頼され、魅力ある学校であるために児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気为学校評価等で把握し、学校運営の改善に努める。
- ・不登校児童生徒支援について、学校や教職員が悩みや困り感を抱えている場合は、市町村教育委員会のほか、県総合学校教育センターこころの教育相談センターとも共有し、学校や教職員が悩みや困り感を抱え込まないようにする。

(3) 地域や関係機関との連携

- ・保護者集会や地域懇談会等の機会を活用し、不登校児童生徒支援に関する情報（市町村運営教育支援センター、校内教育支援センター、学校での支援内容、フリースクール等学校以外での支援）を広く周知するほか、必要に応じて町内会役員、民生委員、福祉関係部局、関係機関にも参加を呼びかけ、地域、行政、関係機関と共に支援できるような体制づくりに努める。
- ・心理、福祉、医療等の関係機関との連携方法について教育委員会やこども家庭センター等に積極的に相談し、連携がスムーズに行われるようにする。
- ・町内会役員や民生委員等との連携を図り、不登校児童生徒や孤立している家庭の情報収集に努める。
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を推進し、地域関係者、関係機関等との連携を積極的に行い、児童生徒への必要な支援を得られるよう、理解促進に努める。
- ・市町村教育支援センターやフリースクール等の関係者と、そこに通っている児童生徒に関する情報交換を積極的に行い、連携して支援に当たる。

※注 コミュニティ・スクール

こどもを取り巻く課題の解決に向けて、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画する学校運営協議会を置く学校。

2 家庭への提言

こどもの将来を見据え、社会的自立を目指せるように学びを保障し、学校や教育委員会、関係機関、民間団体等と協力しながら支援に努めることが重要である。

保護者自身がネガティブな感情を吐き出し、肩の力を抜くことができれば、こどもへの関わりが改善し、結果的にこどもに好ましい変化が見られることがある。学校をはじめ、教育委員会、関係機関、民間団体等、保護者相談の場は多数あり、それぞれの立場から個に応じて親身に対応することから、一人で悩みを抱え込まず、遠慮なく相談した上で不登校支援について共に学び対応していただきたい。

(1) こどもとの関わり

- ・将来の社会的な自立を見据え、こどもがどのような気持ちでいて、どのような支援を求めているのかじっくりと話を聞き、どのような支援がふさわしいのかをこどもと一緒に考えるように努める。その際、こどもに一方的に意見を言うのではなく、話を聞いて一緒に考えるという雰囲気をつくり、最終的にこどもが自己決定できるように働きかけることが大切である。
- ・こどもの個性や特性を認め、一人の人間として尊重し、信頼と愛情に基づく見通しを持った子育てに家族ぐるみで取り組み、心の安らぎが得られる温かい雰囲気の中で、こどもの生活リズムを整えたり、社会生活を送るためのルールを身に付けさせたりするなど基本的な生活習慣の育成に努める。
- ・不登校の要因として「親子の関わり方」も一定数あることを受け、よりよい親子関係を形成するため、家族で一緒に食卓を囲んで会話をしたり、外出したりする機会をつくり、こどもを温かく見守る。

(2) 学校、行政、関係機関、地域との関わり

- ・日常のこどもの様子から心身の不調を感じた場合は、学校と連絡をとり、気になる点を伝えるとともに、学校生活の様子を確認する。学校では、学級担任を中心に学年主任、養護教諭、管理職等多くの職員で対応し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家と連携した対応も可能であることから、積極的に学校に相談するよう努める。
- ・学校以外にも教育委員会、こども家庭センター、関係機関、家庭教育支援を担う団体等では、それぞれの立場から対応を考え、例えば同じ悩みを抱える親の会や保護者同士の学習会など様々な保護者支援を行っていることから積極的に相談するよう努める。
- ・保護者自身も学校や関係機関等と共に学ぶ姿勢を持つことが大切である。
- ・他者との関わりを深め、自己肯定感を高めるため、学校、家庭といった限られた中だけではなく、地域の活動や行事等に参加するようこどもに働きかけ、保護者自身も積極的に参加するよう努める。

3 地域社会への提言

不登校の問題を抱えている保護者は、子どもへの対応に悩み近隣の目を気にし、疎外感や孤立感を抱きがちである。保護者が悩みを一人で抱え込まず、孤立化させないよう、子どもの健全育成は、家庭や学校だけでなく地域全体で協力して行うべきことを認識し、不登校問題への関心を高め、地域全体の問題として積極的に支援に当たることが望まれる。地域社会が連帯感を深め、一人一人の子どもを「我が子」として温かく見守り、声かけをし、地域ぐるみで子育てに協力する機会や雰囲気醸成していただきたい。

(1) 地域社会との関わりによる支援

- ・町内会役員や民生委員等による相談や関係機関等の紹介を通して、家庭を孤立させないように見守りを進める。
- ・子どもが人との関わりや、豊富な生活体験を通して社会性を身に付け、自立していけるよう、地域での行事や団体活動等を積極的に行うよう共通理解を図る。また、それらの活動に子どもやその保護者が参加できるよう積極的に働きかけ、共通理解を図る。
- ・子どもの集まる場が、子どもの居場所や子どもの思いを発信する場となる場合もあることを踏まえ、民間の事業活動も含めた地域ぐるみでの見守りに努める。

(2) 学校への協力

- ・国及び県では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図っていることから、地域社会は学校が必要としている支援の理解に努め、積極的に学校との関わりを持って、地域全体で学校や子どもを支えるよう努める。
- ・地域での行事や活動に加え、子どもの登下校時の見守りや声かけなどを通して学校との信頼関係を築き、積極的に学校行事等へ協力する。

4 行政への提言

将来の青森県を牽引するこどもたちのため、不登校児童生徒の居場所を確保し、学びの保障に行政は率先して取り組む必要がある。不登校支援の中心となる学校が、人員不足により疲弊している実態を踏まえ、県には教員の確保を強く要望する。加えて、不登校支援において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家や支援員の協力は不可欠であり、各学校のニーズも高いためこれらの人的配置の拡充も望む。

また、不登校支援を効果的に行うに当たり、各市町村に不登校支援機関や相談機関があることが基本であるとの考えに基づき、各市町村には学校の校内教育支援センターの設置に対する協力とともに、市町村教育支援センター（適応指導教室）を設置・整備し、不登校児童生徒支援に当たっていただきたい。

(1) 教育支援センター（適応指導教室）での支援

- ・地域でこどもを育てるという観点から、各市町村において教育支援センターを設置・整備する。なお、校内教育支援センター、教育支援センター、民間団体等の外部機関等、複数の支援機関がある場合は、不登校児童生徒が学びの場を選択することで自らの進路を考える機会となり、社会的な自立にもつながる。
- ・教育支援センターを市町村独自で設置・整備することが難しい場合は、近隣市町村との共同設置や近隣市町村への受け入れ協定の締結、フリースクール等民間団体との連携等、地域の実態に応じた対応を検討する。

(2) 学校への支援

- ・教員不足、教員の多忙化という状況を踏まえ、教員の未配置を解消するとともに、必要な教員の配置に努める。
- ・各学校が校内教育支援センターを設置・整備するよう積極的に働きかけ、設置・整備について事前研修や事例紹介等の協力をする。
- ・教員や不登校支援に関わる者のスキルアップのために、研修会や協議会等を実施する。
- ・不登校児童生徒が社会とのつながりを持てるように他者と関わる場の設定に積極的に取り組む。その際、地域の団体や企業等の協力を得るほか、ピアサポートとして不登校を経験した大人による支援等も有効である。場の設定については、近隣の市町村が合同で行う等、地域の実態に応じて実施する。
- ・様々な特性や背景を抱える不登校児童生徒を支援するためには、心理、福祉、医療等の関係機関との連携が必要である。学校がスムーズに連携できるように関係機関を紹介し、間をつなぐ役割を積極的に行い学校を支援する。
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の更なる促進を図り、学校が地域関係者、関係機関等との連携を積極的に行えるよう、理解促進に努める。

(3) 行政としての取組

- ・不登校は問題行動ではないこと、様々な学び方があることを地域全体が共有できるよう、学び合う機会を設けるなどし、不登校児童生徒やその保護者が疎外感や孤立感を抱かないようにする。
- ・各市町村における不登校支援の取組について広く共有した上で、県全体で不登校児童生徒支援に取り組む。
- ・保護者に対して相談機関等を紹介するなどし、児童生徒への関わり方を支援する。
- ・家から出ることができない児童生徒については、こども支援に関わる担当課と協力の上、家庭訪問を実施するなどアウトリーチ支援に努める。
- ・各家庭で保護者が悩みを抱え込まないように、適切な支援を受けられる機関や相談機関等について広く周知する。また、そのような機関で受けられる支援について丁寧に説明した上で活用を勧める。
- ・こどもが気軽に立ち寄ることができ、話を聞いてもらうことができる居場所づくりに努める。
- ・地域の実態に応じて、メタバースの活用、学びの多様化学校や夜間中学の設置など様々な方策について検討する。
- ・本県におけるフリースクール等民間団体の動向を踏まえ、連携強化に努める。

(4) 人的・財政支援

- ・教員の配置が十分でないため学校が疲弊している現状を受け、人的支援と財政支援に努める。
- ・教育相談員、支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等、不登校支援に当たる人的拡充とそれに伴う財政支援に努める。
- ・医療機関が不足し、適切な支援を受けていない児童生徒が一定数いる実態を受け、医療機関の充足に努める。

IV 本県の事例

県教育委員会では令和5年度、6年度の2年間「学校における不登校児童生徒への学習機会の提供と支援の在り方に関する調査研究事業」として小学校2校、中学校2校を研究指定校とし、校内教育支援センターを設置し、不登校児童生徒への支援の在り方について調査研究を実施している。研究指定校には、校内教育支援センターの環境整備費の補助のほかスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを支援員として派遣している。

1 小学校の事例①

(1) 校内教育支援センターの様子

中央に複数の児童が一緒に活動できるように机が配置されており、壁際には個別の学習スペースがある。廊下には、校内教育支援センターを利用している児童が作った折り鶴を作品として展示している。

また、隣が相談室となっており校内教育支援センターとつながっている。校内教育支援センターの向かいが職員室となっており、日常的に多くの教職員が顔を出して児童とコミュニケーションをとっている。



机用のパーテーション



個別の学習スペース



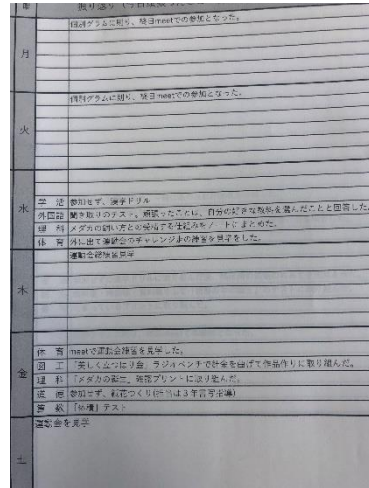
廊下に展示してある折り鶴



隣接している相談室



校内教育支援センターと相談室は行き来できる



個別の学習記録

(2) 支援内容と成果

- ・1人1台端末を利用したオンライン授業、プリント学習を実施している。
- ・相談室と隣接しているのでスクールカウンセラーとの面談が気軽に行われている。また、スクールカウンセラーが定期的に校内教育支援センター利用児童にソーシャルスキルを身に付けるための相談支援を実施している。
- ・自治体の教育委員会による加配教員が校内教育支援センター担当教員として常駐している。担当教員は個別の学習記録に一人一人の活動状況と頑張りを記入し、学級担任と情報共有している。また、定期的に児童及び保護者と面談をしており、この学習記録は面談の際、誉める材料となっている。面談を通して、最初は不安があった保護者も安心して校内教育支援センターに通わせている。
- ・廊下に掲示している折り鶴を見た多くの児童と教職員から賞賛されることで、自己肯定感が高まっている。

2 小学校の事例②

(1) 校内教育支援センターの様子

多くの教職員と関わりを持てるように、職員室近くに設置している。パーティションで仕切り個別の学習スペースが用意されている。校内教育支援センター内には児童各自が決定した個別の活動予定が掲示されている。

また、必要に応じて校内教育支援センターから離れた場所にある別室を利用した対応も行っている。



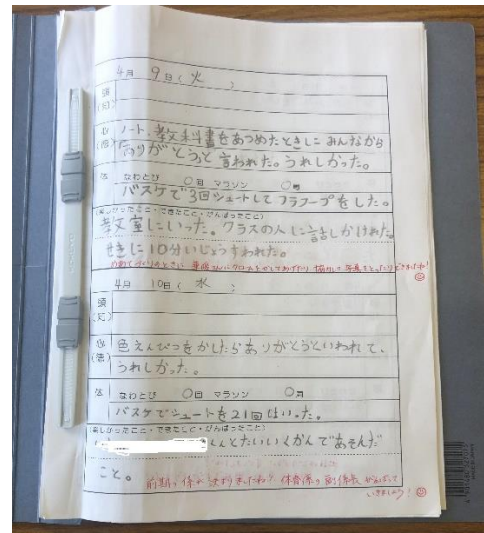
個別の学習スペース



個別の予定表と各学級の時間割



個別の予定表



学習の記録

(2) 支援内容と成果

- 1人1台端末を利用したオンライン授業、プリント学習を実施している。
- スクールカウンセラーは全ての不登校児童及び保護者と面談を継続している。また、スクールカウンセラーは来校日に校内教育支援センターでの対応日を設定し、校内教育支援センターの児童の対応に当たることもある。
- 校内教育支援センターでの対応は、管理職が中心となっているが、自治体の教育委員会による加配教員も積極的に対応している。
- 児童は、毎日学習の記録を記入する。学級担任はその記録を確認し、メッセージを返し、児童の頑張りを讃え、よりよい関係づくりにつながっている。

3 中学校の事例①

(1) 校内教育支援センターの様子

複数の生徒と一緒に活動できるように丸テーブルが配置されており、壁際には個別の学習スペースがある。非常口のすぐそばに校内教育支援センターが設置されているので、生徒玄関を通過せず入室できる。

オセロやカードゲーム等もあり、コミュニケーションをとるために活用している。



ホワイトボードに出欠状況を記入



集団で活動する際の丸テーブル



個別の学習スペース



非常口のすぐ近くに設置



生徒の作品



オセロ、カードゲーム等

(2) 支援内容と成果

- 自治体の教育委員会による支援員 2 名が校内教育支援センターにほぼ常駐で配置されている。そのほか、自治体の教育支援センターの支援員が学校を訪問し、学習指導を行っている。
- 学級担任をはじめ、多くの教職員が気軽に顔を出し生徒と交流しているが常駐支援員と自治体からの派遣支援員がいることで、教職員の負担は軽減されている。
- 自治体の教育支援センターに通所している生徒が、昼に教育委員会職員引率のもと、校内教育支援センターに移動して給食を食べるなど、自治体と学校の連携がとれている。週に 1 回、当該学年所属教員が校内教育支援センターで一緒に給食を食べている。
- 自治体の教育支援センター→校内教育支援センター→教室の流れができており、教室復帰及び学校復帰を果たした事例がある。
- 全普通教室にウェブカメラを設置し、1 人 1 台端末においてビデオ会議ツールを利用したオンライン学習（授業配信）を実施している。

4 中学校の事例②

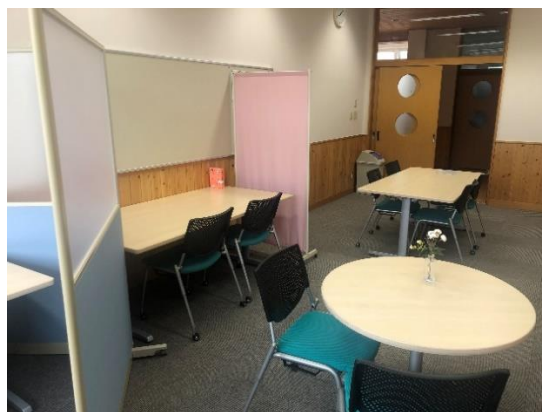
(1) 校内教育支援センターの様子

校内教育支援センターを2部屋設置している。そのほかに2部屋別室として活用することができる。校内教育支援センターでは、個別の学習スペースを設置している。また、ソファをおいて生徒がくつろげるようにしていたり、入口にカーテンを設置し外から見えないようにしたりするなどの配慮がある。

・校内教育支援センター1



集団で活動する際のテーブル



丸テーブルも用意している



個別の学習スペース



オセロ、ゲーム等

・校内教育支援センター2



相談活動や個別の学習に利用する



ソファでくつろげる



個別の計画を記入するホワイトボード



目隠し用カーテン

(2) 支援内容と成果

- ・学級担任を中心に、空き時間の先生が学習指導等をする。
- ・自治体の教育委員会指導主事が定期的に訪問し、学習指導を手伝っている。また、近隣自治体の教育支援センターから支援員が派遣され、相談活動や学習支援を行っている。
- ・スクールカウンセラーによる相談活動のほか、スクールソーシャルワーカーによる保護者支援を行っている。
- ・特性を抱える生徒が多くいたため、発達障がい支援センターから年4回程度、定期的に講師を招き全教職員で拡大ケース会議を実施し、生徒への支援について検討した。一人一人に対応することの重要性が教員にも浸透し、これまでの集団指導ありきから個に応じた対応への変化について教員に意識付けができた。また、教員の生徒への接し方もより温かいものになり、生徒との信頼関係が深まった。

不登校児童生徒支援に関する検討会議設置要綱

(設置)

第1条 青森県の不登校児童生徒の支援の方向性を検討するため、不登校児童生徒支援に関する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討し、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提言する。

- (1) 不登校児童生徒の現状と課題に関すること。
- (2) 不登校児童生徒支援の施策に関すること。
- (3) 不登校児童生徒支援に係る保護者、地域、関係機関等との連携に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、別表1に掲げる委員で構成し、教育長が委嘱又は任命する。

- 2 検討会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、検討会議の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討会議の招集等)

第4条 検討会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員がやむを得ない理由により会議を欠席する場合、当該委員の申出により代理の者の出席を認めることができる。
- 3 会長は、必要に応じて検討会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 検討会議に必要な資料の収集、作成及び整理を行うため、検討会議にワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、別表2に掲げる職にある者がその所属職員の中から指名する委員をもって構成し、教育長が委嘱又は任命する。
- 3 ワーキンググループに委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、ワーキンググループの会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 ワーキンググループの会議の招集等については、第4条の規定を準用する。

(任期)

第6条 検討会議及びワーキンググループの委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 検討会議及びワーキンググループの事務局は、青森県教育庁学校教育課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議及びワーキンググループの運営その他必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される検討会議及びワーキンググループは、第4条の規定にかかわらず教育長が招集する。

別表1 (第3条関係)

学識経験者	大学教授	
学校関係者	青森県小学校長会の代表者	
	青森県中学校長会の代表者	
	青森県高等学校長協会の代表者	
P T A関係者	青森県P T A連合会の代表者	
行政関係者	市町村	青森県市町村教育委員会連絡協議会教育長会の代表者
		関係市町村教育委員会教育長
	県	青森県教育庁学校教育課長
		青森県教育庁生涯学習課長
		青森県教育庁東青教育事務所長
		青森県総合社会教育センター所長
		青森県総合学校教育センター所長
関係機関	青森県中央児童相談所の代表者	
	青森県公認心理師・臨床心理士協会の代表者	

別表2 (第5条関係)

行政関係者	市町村	関係市町村教育委員会教育長
	県	青森県教育庁学校教育課長
青森県教育庁東青教育事務所長		
青森県教育庁西北教育事務所長		
青森県教育庁中南教育事務所長		
青森県教育庁上北教育事務所長		
青森県教育庁下北教育事務所長		
青森県教育庁三八教育事務所長		
青森県総合学校教育センター所長		

不登校児童生徒支援に関する検討会議委員一覧

検討委員

委員名	所属等	備考
◎成田 昌造	青森中央学院大学教授	
葛西 広和	青森県中央児童相談所長	
浅原 奈苗	青森県公認心理師・臨床心理士協会副会長	
中村 健	青森県小学校長会対策部長	
木村 信一	青森県中学校長会会長	令和5年度
近藤 鉄也	青森県中学校長会会長	令和6年度
三浦 真	青森県高等学校長協会生徒指導委員会委員長	
横岡 千和子	青森県PTA連合会会長	
○工藤 裕司	青森県市町村教育委員会連絡協議会教育長会会長	
羽賀 義易	藤崎町教育委員会教育長	
奥島 涼子	東通村教育委員会教育長	
和田 和男	青森県総合学校教育センター所長	令和5年度
白戸 克幸	青森県総合学校教育センター所長	令和6年度
赤尾 芳伸	青森県総合社会教育センター所長	令和5年度
白戸 明子	青森県総合社会教育センター所長	令和6年度
福士 浩司	青森県教育庁東青教育事務所長	令和5年度
花田 千穂	青森県教育庁東青教育事務所長	令和6年度
小舘 孝浩	青森県教育庁生涯学習課長	
嵯峨 弘章	青森県教育庁学校教育課長	令和5年度
下山 敦史	青森県教育庁学校教育課長	令和6年度

※ ◎：会長 ○：副会長

ワーキンググループ委員

委員名	所属等	備考
猪股 典生	青森市教育委員会主査兼指導主事	
飯塚 直子	藤崎町教育委員会教育支援係長	
○工藤 彰宏	東通村教育委員会教育指導課長	
神山 貴達	青森県教育庁東青教育事務所指導主事	令和5年度
工藤 崇一郎	青森県教育庁東青教育事務所指導主事	令和6年度
須藤 崇	青森県教育庁西北教育事務所指導主事	令和5年度
俵谷 浩二	青森県教育庁西北教育事務所指導主事	令和6年度
宮崎 穰路	青森県教育庁中南教育事務所指導主事	
田中 明希子	青森県教育庁上北教育事務所指導主事	
増山 雄宇	青森県教育庁下北教育事務所指導主事	
滝田 敏広	青森県教育庁三八教育事務所指導主事	令和5年度
吉成 京子	青森県教育庁三八教育事務所指導主事	令和6年度
葛西 励	青森県総合学校教育センター指導主事	
工藤 直子	青森県総合学校教育センター指導主事	令和5年度
新岡 雄大	青森県総合学校教育センター指導主事	令和6年度
森山 貴史	青森県総合学校教育センター指導主事	
横山 仁	青森県総合学校教育センター不登校支援コーディネーター	
◎直町 年行	青森県教育庁学校教育課副参事	令和5年度
◎後村 敏明	青森県教育庁学校教育課副参事	令和6年度
大西 一史	青森県教育庁学校教育課主任指導主事	
山本 泰久	青森県教育庁学校教育課指導主事	

※ ◎：委員長 ○：副委員長

不登校児童生徒支援に関する検討会議開催状況

1 不登校児童生徒支援に関する検討会議

○第1回 令和5年6月22日(木)

- ・不登校児童生徒支援に関する検討会議審議計画(案)について
- ・不登校児童生徒の現状について
- ・県教育委員会の取組について

○第2回 令和5年12月21日(木)

- ・不登校児童生徒の現状について
- ・不登校児童生徒への具体的な支援内容について
- ・教育支援センターの運用・設置に関する事項について

○第3回 令和6年6月27日(木)

- ・提言案審議

○第4回 令和6年9月5日(木)

- ・提言案審議

2 不登校児童生徒支援に関する検討会議ワーキンググループ会議

○第1回 令和5年6月27日(火)

- ・不登校児童生徒支援に関する検討会議審議計画(案)について
- ・不登校児童生徒の現状について
- ・県教育委員会の取組について

○第2回 令和5年8月24日(木)

- ・教育支援センターの運用・設置に関する事項について

○第3回 令和5年10月12日(木)

- ・教育支援センターの運用・設置に関する事項について
- ・不登校児童生徒への具体的な支援内容について

○第4回 令和6年2月20日(火)

- ・不登校児童生徒への具体的な支援内容について

○第5回 令和6年5月9日(木)

- ・不登校児童生徒への具体的な支援内容について
- ・不登校児童生徒支援のための提言について

○第6回 令和6年8月22日(木)

- ・提言案審議